

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、千葉県勤労者医療協会労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

平成30年11月7日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

別記

- | | |
|----------|-------------------|
| ・千葉健生病院 | 千葉市花見川区幕張町5-392-4 |
| ・共同薬局 | 千葉市花見川区幕張町5-399-2 |
| ・まくはりの郷 | 千葉市花見川区幕張町5-405-2 |
| ・花園診療所 | 千葉市花見川区花園2-8-23 |
| ・稲毛診療所 | 千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3 |
| ・北部診療所 | 千葉市稲毛区天台3-4-5 |
| ・船橋二和病院 | 船橋市二和東5-1-1 |
| ・すこやか薬局 | 船橋市二和東5-1-6 |
| ・南浜診療所 | 船橋市南本町6-5 |
| ・市川市民診療所 | 市川市大洲4-10-21 |